

令和8年10月2日発信

報道関係 各位

公的研究費の不正使用に係る懲戒処分について

このたび、本学教員による公的研究費の不正使用について、調査を行った結果、不正使用を認定しました。

これを受け、本学規程に基づき懲戒処分を行いましたので、その概要を別添のとおり公表いたします。

詳細につきましては、別添資料をご確認くださいようお願いいたします。

なお、本件については、事案の社会的影響及び被処分者の職責等を勘案し、被処分者の氏名を公表しています。

本件に関する問い合わせ

周南公立大学経営企画部経営企画課

TEL : 0834-28-6880 E-mail : keieikikaku@shunan-u.ac.jp

公的研究費の不正使用に係る懲戒処分について

令和 8 年 10 月 2 日

公立大学法人周南公立大学

このたび、本学教員による公的研究費の不正使用事案について、本学規程に基づき調査を実施した結果、公的研究費の不正使用が認定されました。本学は、本件を厳粛に受け止め、関係規程に基づき懲戒処分を行いましたので、その概要を公表します。

本件により、公的研究費制度及び本学に対する社会的信頼を損なう事態を招いたことにつきまして、関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

なお、本件については、事案の社会的影響及び被処分者の職責等を勘案し、被処分者の氏名を公表するものです。

1 被処分者

井上 みゆき

人間健康科学部看護学科 教授

2 処分内容

停職 1 月

処分年月日 令和 8 年 9 月 30 日

3 事案の概要

本学が実施した調査の結果、被処分者について次の公的研究費の不正使用を認定しました。

- (1) 令和 6 年 6 月 20 日の出張について、兼業先から旅費の支給があることを認識しながら、意図的に科学研究費助成事業の用務によって日帰り出張するかのような虚偽の申請及び報告を行い、科学研究費助成事業から旅費を受給し、旅費の二重受給及び目的外使用を行ったこと。
- (2) 令和 6 年 9 月 16 日から 17 日の出張について、兼業先から旅費の支給があることを認識しながら、科学研究費助成事業の研究課題と関連性がないにもかかわらず、故意に科学研究費助成事業からも旅費を受給し、旅費の二重受給及び目的外使用を行ったこと。
- (3) 科学研究費助成事業から支出した送料について、当該研究課題との関連性が認められない送料であることを認識しているにもかかわらず支出し、研究費の目的外使用を行ったこと。
- (4) 調査委員会において私的流用の有無についても検討したが、私的な目的で使用されたことを裏付ける客観的事実は確認されなかったため、私的流用は認定されなかった。

4 不正使用額

総額 59,260 円

- ・ 科学研究費助成事業（課題番号 20K10943） 21,290 円
- ・ 科学研究費助成事業（課題番号 23K10114） 37,970 円

5 調査委員会の構成

「公立大学法人周南公立大学の研究活動上における不正行為への対応等に関する規程」第25条に基づき、次のとおり調査委員会を設置した。

委員長	鶴田 来美	周南公立大学	副学長（研究推進担当）	（学内委員）
委員	中嶋 健	周南公立大学	人間健康科学部学部長	（学内委員）
委員	杉本 吉恵	周南公立大学	人間健康科学部副学部長	（学内委員）
委員	西川 進	西川進税理士事務所	税理士	（学外委員）
委員	西岡 康樹	西岡則夫税理士事務所	税理士	（学外委員）
委員	椎木 謙太	椎木法律事務所	弁護士	（学外委員）
委員	前田 浩志	弁護士法人 ONE	代表社員弁護士	（学外委員）

6 調査の方法及び手順

- ・対象者が執行した科研費全体について、本件以外の不正使用の有無を含めて調査を実施した。
- ・関係資料・証憑書類の確認を行った。
- ・令和5年度以前の科研費の執行状況について、当時の所属機関に調査を依頼し、その結果を確認した。
- ・調査対象者及び関係者へのヒアリング並びに書面調査を実施し、調査委員会においてその結果を報告した。

7 処分理由

調査委員会による調査の結果、被処分者は、兼業先から旅費の支給を受けていたにもかかわらず科学研究費助成事業から旅費を受給する旅費の二重受給及び目的外使用を複数回行うとともに、研究課題との関連性が認められない経費を支出するなど、故意による公的研究費の不正使用を行ったものと認定されました。

これらの行為は、公的研究費制度に対する社会的信頼及び本学の信用を損なうものであり、本学就業規則に定める懲戒事由に該当すると認められたため、停職1月の懲戒処分としました。

8 返還等の措置

本学は、不正使用と認定した研究費について、関係法令、関係規程及び配分機関の定めに基づき必要な返還措置を講じます。

9 再発防止策

本学では、本件を重く受け止め、次の再発防止策を実施します。

- ・教職員に対する研究費不正使用防止教育及びコンプライアンス意識の向上
- ・出張報告における他機関からの旅費受給状況及び研究目的との関連性確認の徹底
- ・内部監査及び特別監査の充実並びに出張に係る事実確認体制の強化

理事長コメント

本件は、公的研究費制度及び本学に対する社会的信頼を損なうものであり、本学として極めて重く受け止めています。

本学は、今回の事案を真摯に反省し、再発防止策を着実に実施することにより、公的研究費の適正な管理及び執行を徹底し、研究活動に対する社会の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

以上